

松竹伸幸 様

保有個人情報開示請求について

あなたからありました保有個人情報の開示請求についてお答えします。ご承知のように日本共産党は個人情報保護法第57条により適用除外になっております。

ただし、請求内容の(1)～(4)について、あなたの請求内容についての日本共産党の見解は次のようになりますので、それをもってお返事とします。

- (1) に関しては、党規律委員会が受け取った「処分報告項目例」などの関連資料のうち、あなたの個人情報に関わる部分はすでに「しんぶん赤旗」などで発表されているもので、それ以外に個人情報に該当するものは保有していません。
- (2) 「運用マニュアル」なるものについては、個人情報に該当しないので、その有無をふくめて回答の必要はないものと考えます。
- (3) については、用語の定義であり、個人情報には該当しません。
- (4) 「再審査の求め」に関しても個人情報に該当しませんが、除名に関する再審査については、被除名者がいかなる書式で提出しようと再審査の対象になることは申し添えておきます。

2023年5月15日

日本共産党中央委員会書記局